

◆**新型コロナウイルス感染症（拡充）**◆

新型コロナウイルスの影響により収入が減少した方へ！

児童養護施設入所者自立支援資金貸付事業

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会

1. 事業の目的

この事業は、進学や就職により児童養護施設等を退所した者または里親等への委託が解除された者のうち、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者に対して家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで、安定した生活基盤を築き円滑な自立を支援することを目的に実施するものです。

2. 貸付額の増額等について

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある場合、現在の貸付金額に追加して増額することができます。

3. 貸付の対象者、貸付金額および貸付期間

(1) **進学者**

新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある場合

★ **生活費貸付**

貸付金額：月5万円（現在の貸付額）
⇒ 8万円（+3万円 増額可能）
貸付期間：大学等に在学する正規の修学期間
ただし、増額分については12か月間

新型コロナでバイト先が休業して、生活が大変なんです…

それは大変…
現在借りている生活費を5万円から8万円に増額することができますよ。
(12か月間以内)

(2) **就職者**

新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある場合

★ **家賃貸付**

貸付金額：家賃貸付として1か月あたりの家賃相当額
(生活保護制度における居住する地域の住宅扶助額を上限)
貸付期間：2年間（現在の期間）
⇒ 3年間（求職期間を含む）

ようやく就職したのに、新型コロナで会社が休みになり生活が厳しいです。

★ **生活費貸付**

貸付金額：月8万円
貸付期間：12か月間（求職期間を含む）

そうなんです…
既に借りている家賃貸付を2年から3年に延長できます。
また、
生活費を借りることができます。
(月8万円、12か月間以内)

(3) 利子は無利子です。ただし、「8. 貸付金の返還」の事由に該当し、返還期限を過ぎても返還が完了しない場合は年3%の延滞利子を徴収します。

※家賃支援費の実績が貸付決定額を下回った場合には、その差額を返還していただきます。

4. 申請の手続き方法

(1) 貸付を希望する方は、次の書類を「9. 申請先・問い合わせ先」に提出してください。

- ①児童養護施設入所者自立支援資金貸付申請書（様式第1号）
- ②児童養護施設入所者自立支援資金親権者等同意書（様式第3号）（※未成年の場合）
ただし、法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合は、児童養護施設等の施設長からの意見書（様式第2号）をもって省略することができます。
- ③児童養護施設入所者自立支援資金貸付における個人情報の取扱同意書（様式第4号）
- ④新型コロナウイルスの影響による収入の減少に関する申立書

(2) 原則として連帯保証人（世帯を一にしない者で、かつ、返還債務を負担することができる資力を有するものであって、原則として県内に住所を有する者。申請者が未成年者である場合は、その者の法定代理人）が1人必要です。

なお、法定代理人の同意が得られないなど、やむを得ない事情がある場合には、ご相談ください。

5. 貸付の決定

申請書類を審査し、貸付の決定または不承認について申請者に通知します。貸付が決定した方には、追加契約（上乗せ金額分）の借用書（借受人および連帯保証人の印鑑証明書を添付）を提出していただきます。

6. 貸付金の送金

従来、**進学者**および**就職者**への貸付金は、年2回（4月と9月）に分けて指定口座に振り込みしています。今回の追加契約分についても同様とし、現在の貸付金に上乗せして振り込みします。（ただし、初回のみ借用書提出後2週間程度で振り込み予定）

7. 返還の免除

借受人が以下のいずれかの要件を満たした場合には、貸付金の返還が免除されます。

- 進学者**・・・大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業（1週間の所定労働時間が20時間以上。以下同じ）を継続したとき
- 就職者**・・・就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき

8. 貸付金の返還

次のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、育児休業その他特別な事由がある場合を除く。）には、貸付金を返還していただくこととなります。返還期間は、**進学者**および**就職者**ともに10年以内です。

① 貸付けが打切られたとき

- 貸付を受けている**進学者**が大学等を退学または死亡したとき
- 貸付を受けている期間中に、**就職者**が就職先を退職または死亡したとき

② 貸付を受けた**進学者**が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき

③ 業務外の事由により死亡し、または心身の故障により就業を継続することができなくなったとき

9. 申請先・問い合わせ先

この事業に関する問い合わせ先、申請書の送付先は、次のとおりです。

【住所】 〒910-8516

福井市光陽2丁目3番22号

社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 地域福祉課

「児童養護施設入所者自立支援資金貸付」担当

【TEL】 0776-24-4987（直通） / 0776-24-2339（代表）

【FAX】 0776-24-0041

【ホームページ】 <https://www.f-shakyo.or.jp>

（用語の補足等）

大学等…学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校および同法第124条に規定する専修学校

児童養護施設等…児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設または自立援助ホーム

里親等…里親もしくはファミリーホーム